

# ストップ！滞納

11月から1月までは、滞納整理強化期間です！

市民のみなさんから納めていただいた市税は、まちづくりや市民サービスの提供にかかれています。

ほとんどのみなさんは、この大切な市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税）を納期内に納めていただいています。一部には納税が遅れている人もいます。

当市を含む県内の全市町村と埼玉県は「滞納整理強化期間」を設け、期間中は「ストップ・滞納」を合言葉に徴収対策を重点的に進めます。

市税が未納になっている人は、お早めに納付をお願いします。

ます。

**差押えなどは相談せずに実施します**

納税の意思のない人に対しては、給与・預貯金・生命保険・不動産・自動車などの財産の差押えを実施します。この財産の差押えは、国税徴収法により事前に相談することなく行います。

また、財産調査を実施しても財産を発見することができない場合は、滞納者の了解を得ることなく自宅などを捜索する場合があります。

★お問い合わせは左記へ  
★収納課 ☎ 1120

## 市税の納付は口座振替のご利用を

市税の納付は、口座振替の手続きを取れば、金融機関が納税者に代わって自動的に指定の預金口座から納付します。手続きは簡単です。市内の各金融機関に用意してある口座振替の申込書に必要事項を記入し、直接金融機関の窓口へ提出してください。

**用意** 通帳、届出印

※お申し込み日の翌月分以降のものから振り替えを開始します。

この他、専用はがきによる口座振替の郵送手続きも行っています。専用はがきをご希望の方は収納課までご連絡ください。専用はがきによる手続きの場合は、お申し込みの翌々月分の納期からの開始となりますのでご注意ください。

★収納課 ☎ 1181

## 滞納処分についてお答えします

**Q** どのような財産を差押えるのですか

**A** 給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバック等）などの財産を差押えます。

**不動産の差押から公売**



**動産のイメージ図**



**Q** 税金を納めない場合の滞納処分とは、どのようなことですか。

**A** 税金は、各納期内に納めていただくものですが、遅れると、督促状や催告書が送られます。それでも納付がない場合は、他の納税者との公平性を保つため、財産の差押えを実施します。そして、差押えた財産を公売等によりお金に換えて、滞納の税金にあてます。この一連の事務手続きを「滞納処分」といいます。

**債権差押の例示（銀行、生命保険、勤務先）**



**Q** どのようにして、財産を調査するのですか

**勤務先調査**



**A** 各金融機関に対する預貯金の調査や、勤め先への給与調査、取引先への売掛金調査などを行います。

**Q** 財産が発見できない場合はどうするのですか。

**A** 各調査で財産が発見できない場合には、警察官等の立会いのもと、複数の市役所職員が自宅や店舗などを訪れて捜索を実施し、直接財産を差押える場合があります。

**事務所・居宅の捜索**



## 国民健康保険税の 社会保険料控除について

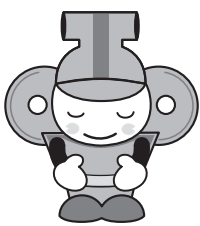
お支払いいただいた国民健康保険税は、年末調整や確定申告などの際の社会保険料控除の対象になります。

領収書等の紛失などにより納付額が分からない人には、納付額の記載された「国民健康保険税納付額確認書」を交付しています。

確認書が必要な人は、収納課までお越しください。

**用意** 運転免許証や保険証などの本人確認できるもの  
窓口に来た人と、国民健康保険税の納税義務者が同一世帯でない場合は、委任状も必要です。窓口に来られない場合は、世帯主の住民登録地に郵送することもできますので、収納課へご連絡ください。

※納付額についての電話でのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。  
★お問い合わせは左記へ  
★収納課 ☎ 1181



# 本庄市暴力団排除条例を制定しました

10月1日から「本庄市暴力団排除条例」が施行されました。暴力団を排除するためには、市と警察、市民及び事業者が連携協力して取り組む必要があります。

市では、その意思を表明するために、県条例の制定を受け、本庄市暴力団排除条例を制定しました。

## 条例の概要

### ●制定の目的（第1条）

この条例は、暴力団を排除するための活動の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにして、暴力団排除活動を推進するための必要な事項を定め、市民生活の安全と平穩を確保し、あわせて社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

### ●基本理念（第3条）

暴力団排除活動は、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に資金を提供しないこと」及び「暴力団を利用しないこと」を基本として、市、市民及び事業者の連携協力のもとに誰もが、暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を持たないようにすることを基本理念として推進します。

### ●条例の内容

#### ①市の責務（第4条）

市民及び事業者と協力し、県、警察及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携して、

暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

#### ②市民・事業者の責務（第5条）

市民及び事業者のみなさんは、基本理念にのっとり、暴力団排除活動に取り組まれるとともに、市の取り組みへの協力をお願いします。

#### ③市の事業における措置（第6条）

市は、公共工事その他の事業により暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講じます。

#### ④市による市民等への支援（第7条）

市は、市民及び事業者のみなさんが相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるように、情報の提供その他の必要な支援を行います。

#### ⑤青少年に対する教育のための措置（第11条）

市が設置する中学校において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようするための教育が、必要に応じて行われるよう適切な措置を講じます。

※条例全文は市ホームページに掲載しています。

### 【暴力団に関する相談窓口】

- ・埼玉県警察本部 ☎048-833210110
- ・本庄警察署 ☎0110
- ・児玉警察署 ☎0110
- ・公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター ☎048-83412140

★自治防災課 ☎1118

暴力団に  
金を出さない



暴力団を  
利用しない！



暴力団を  
恐れない



## 災害時における生活物資の供給協力に関する協定を締結

10月8日、本庄市と㈱カインズは、「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害時に生活物資の供給を相互に協力して行い、市民生活の安定を図ることを目的としています。

◀締結式（吉田市長と土屋代表取締役社長）

